お知らせ

全国瞬時警報システムによる防災行政無線での全国一斉自動放送試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（J－ALERT（アラート））から送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実に区民の皆さんへお伝えするため、区内104カ所に設置してある防災行政無線を利用して、緊急情報伝達手段の放送試験を行います。

日時　11月28日（金）午前11時

＊災害や気象状況等により、放送試聴を中止する場合があります

放送内容　「これは、テストです（3回）」

＊全国一斉に実施されます

問合せ　生活安全課　☎内線494

荒川区都市計画審議会

日時　12月4日（木）午後2時～4時

会場　防災センター4階防災研修室

内容　▽東京都市計画公園の変更（藍染公園の追加）について（諮問・答申）▽南千住一・荒川一丁目地区地区計画、荒川二・四・七丁目地区地区計画の変更（事前説明）他

＊傍聴を希望する方は、午後1時30分～1時50分までに会場へお越し下さい（10人〈抽選〉）

問合せ　都市計画課　☎内線2816

戦没者等の遺族の方へ 特別給付金の請求を

■戦没者等の妻に対する特別給付金

対象　第二十二回特別給付金い号国庫債券を受けた、または受ける資格のあった方で、引き続き公務扶助料や遺族年金等を受給している戦没者の妻の方

支給額　額面200万円（10年償還）

請求期限　28年6月13日（月）

＊詳細は、お問い合わせ下さい

請求・問合せ　福祉推進課　☎内線2616

平成26年度荒川区議会定例会・11月会議が開かれます

平成26年度荒川区議会定例会・11月会議は、11月27日（木）～12月9日（火）までの13日間の会議期間で開かれる予定です。

この11月会議では、区政全般にわたり、議員から区長等に対して質問をする他、条例等の議案を審議する予定です。

本会議及び委員会への傍聴をお待ちしています（車いすを利用する方の傍聴席もあります）。

＊平成26年度荒川区議会定例会より、本会議の会議時間が午前10時からとなります

問合せ　議会事務局　☎内線3614

住宅資金の融資あっせん制度のご利用を

■住宅建替え資金融資あっせん

限度額　2千万円

利子補給期間　契約期間の前半分で10年以内

借入利率　金融機関の定める利率

利子補給利率　1・5％

＊必ず住宅を取り壊す前に申請して下さい

■住宅増・修築資金融資あっせん

限度額　20万～50万円

利子補給期間　7年以内

借入利率　3％

利子補給利率　▽外壁、屋根を含む改修工事、高齢者及び心身障がい者同居世帯…1・2％▽その他の改修工事…0・9％

申請・問合せ　防災街づくり推進課（区役所北庁舎2階）　☎内線2837

子ども・子育て支援新制度区民説明会を開催

日時　12月5日（金）…午後3時～4時30分、午後6時30分～8時

会場　サンパール荒川5階第7集会室

定員　各回70人（先着順）

＊託児あり（6カ月以上、11月28日〈金〉締切り〈申し込み順〉）

問合せ　子育て支援課　☎内線3811

介護保険の更新申請を

要介護認定で「要支援」・「要介護」認定を受けた方が、認定の有効期間終了後も引き続き介護保険のサービスを利用する場合は、更新申請が必要です。介護保険被保険者証の認定の有効期間が12月31日で、サービスの継続を希望する方は10月末に郵送して、出来るだけ11月中に申請して下さい。

申請　区役所2階介護保険課、区内の地域包括支援センター

＊本人の他、家族や居宅介護支援事業者が代行して申請出来ます

問合せ　介護保険課　☎内線2433

日本赤十字社寄付金ご協力ありがとうございました

10月31日現在の寄付金総額は、1080万4394円でした。寄付金は、国内・外の災害救護・医療救護等の事業に活用されます。

問合せ　荒川区赤十字奉仕団事務局（区民課内）　☎内線2511

11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

犯罪被害者週間は、平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」で定められました。

犯罪の被害に遭った方やその家族の気持ちを理解を深めると共に、地域での支えの輪を広げていきましょう。

問合せ　総務企画課　☎内線2271

成年後見制度説明会基礎編（無料）

日時　12月3日（水）午後1時30分～3時（要予約）

会場・予約・問合せ　あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会内）　☎（3802）3396　FAX（3891）5290

小規模事業者の設備投資補助金をご利用下さい

区では、小規模事業者の今後の成長につなげるため、設備投資を促進する補助事業を行っています。

対象期間　27年3月31日（火）までに設備の設置・支払いが完了するもの

＊期間を延長しました

＊設置前に申し込みが必要です

対象　10年以上前から区内に本社を有する小規模事業者

＊その他要件等があります

対象経費　生産・販売・役務提供活動、その他収益を得るために直接必要な、区内に設置する20万円以上（消費税抜き）の設備の購入・大規模修繕等

＊事務備品・パソコン・車両は除く

補助額　補助対象経費の4分の1

＊上限額は、100万円

＊申請後、専門家による経営アドバイスを受ける必要があります

問合せ・申込み　経営支援課　☎内線459

いきいきボランティアポイント制度説明会

区指定の介護保険施設等でボランティア活動を行うと、現金に交換することが出来るポイントがたまる制度です。

制度の利用には、説明会で登録が必要です。12月8日（月）までに申し込んで下さい。

日時　12月9日（火）午前10時～正午

会場　区役所3階304会議室

対象　区内在住の65歳以上の方

申込み・問合せ　介護保険課　☎内線2431

永久水利を活用した 遠距離送水訓練の実施（尾久の原公園ほか）

区では、首都直下地震の際に発生が懸念される延焼火災に備え、河川や地下水の水を消火用水として活用する「永久水利」の整備を進めており、隅田川の水を送水するための消防機器等を新たに尾久の原公園に設置します。

この消防機器等を活用し、防災区民組織等が尾久消防団の指導の下、隅田川の水を消火用水として町屋四丁目地域まで送水することを想定した訓練を行います。

また、可搬ポンプやバルーン型投光器などの使い方や、非常食の試食が体験出来る講習会も開催します。

期日　11月30日（日）

内容・時間（会場）

▽遠距離送水訓練…午前10時～11時（尾久の原公園から大門小学校までの地域）

▽体験・講習会…午前11時～正午（東尾久六丁目防災広場〈東尾久6―15〉）

問合せ　防災課　☎内線418

今こそ地方自治の原点に立ち返った議論を

地方法人課税の見直し等に関する特別区の主張

国は、都市と地方に税収の格差があることを理由に、平成26年度税制改正で、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部を国税とし、これを地方の自治体間で分配する改正を行い、今後さらに拡充しようとしています。

本来、法人住民税は企業等が地域で活動していくため、その地域の自治体に納める税であり、活発な企業活動を支える行政サービスなどの財源として活用すべきもので、今回の国の措置は、明らかに地方自治の本旨に反するものです。

現在、各地方自治体にはそれぞれの地域事情に応じた財政需要が山積しており、今後も継続して住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠です。

特別区も例外ではありません。一方的な見方に基づき東京は富裕だと言われていますが、急速に進む少子高齢化への対応や首都直下地震等に備えた防災・減災対策、公共施設の維持更新など喫緊に取り組まなければならない膨大な財政需要があり、財源にゆとりがあるわけではありません。

地方自治体の必要財源は、地方税の拡充によって確保すべきであり、なお不足する財源は、従来から国が行っている地方交付税制度で保障すべきです。地方税を地方間での財源調整に用いることは、問題の根本的な解決にはなりません。

これらのことから、特別区は国に対し、各区議会や都内市町村、東京都、都議会等と一丸となって、地方自治の根幹を揺るがす税制改正に反論するとともに、需要に見合う地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう主張してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

＊詳細は、特別区長会ホームページ「税源偏在是正議論についての特別区の主張（平成26年版）」（http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html）をご覧下さい

問合せ　財政課　☎内線2121